

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十二号）新旧対照表（抜粋）

改正後

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十の五 施行令第二十六条の二十八の二第二項第一号イ(1)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一・二 省 略

三 社員（役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号、第三項第一号及び第八項において同じ。）及び役員と親族関係を有する者（当該役員の配偶者及び三親等以内の親族をいう。ハ、第三項第一号及び第八項において同じ。）並びに役員と特殊の關係のある者（次に掲げる者をいう。第三項第一号及び第八項において同じ。）を除く。）の数が二十人以上であること。

イハ 省 略

2 施行令第二十六条の二十八の二第二項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ

若しくは第四号ロ又は第二項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号ロの規定による閲覧に係る事務は、これらの規定に規定する書類を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（第二十一条第一項、私立学校法第四十七条第二項（同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、社会福祉法第五十九条の二第一項、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二十九条第一項、国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第三十五条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第三十八条第三項、地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第三十四条第四項又は独立行政法人通則法第三十八条第三項の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、これを行うものとする。

3 施行令第二十六条の二十八の二第二項第一号ロ(3)に規定する財務省令

で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該法人の役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の關係のある者で、当該事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）における当該法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものの氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

改正前

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十の四 同上

一・二 同 上

三 社員（役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）及び役員と親族関係を有する者（当該役員の配偶者及び三親等以内の親族をいう。以下この条において同じ。）並びに役員と特殊の關係のある者（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の数が二十人以上であること。

イハ 同 上

二 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

4| 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ハに規定する寄附者名簿は、当該法人が寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成するものとし、当該事業年度終了の日の翌日以後三月を経過する日から五年間、当該法人の主たる事務所の所在地に保存しなければならない。

5| 施行令第二十六条の二十八の二第五項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 施行令第二十六条の二十八の二第五項第九号に規定する国の補助金等

二 委託の対価としての収入で施行令第二十六条の二十八の二第五項第九号に規定する国等から支払われるもの

三・四 省 略

五 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金、法第七十条第一項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあつたことを知つた日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一

者当たり基準限度超過額（施行令第二十六条の二十八の二第五項第三号に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第七項第一号において同じ。）に相当する部分

六 実績判定期間（施行令第二十六条の二十八の二第五項第一号に規定する実績判定期間をいう。第七項第二号において同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの

七 省 略

6| 施行令第二十六条の二十八の二第五項第三号に規定する財務省令で定める金額は、受け入れた寄附金の額の総額（以下この項において「受入寄附金総額」という。）の百分の十（寄附者が所得税法施行令第二百十七条各号に掲げる法人又は法第四十一条の十八の二第一項に規定する認定特定非営利活動法人である場合にあつては、受入寄附金総額の百分の五十）に相当する金額とする。

7| 施行令第二十六条の二十八の二第五項第三号に規定する財務省令で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。

2| 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(i)に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(i)に規定する国の補助金等

二 委託の対価としての収入で施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(i)に規定する国等から支払われるもの

三・四 同 上

五 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金、法第七十条第一項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあつたことを知つた日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(i)に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第四項第一号において同じ。）に相当する部分

六 実績判定期間（施行令第二十六条の二十八の二第三項第一号に規定する実績判定期間をいう。第四項第二号において同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの

七 同 上

3| 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(ii)に規定する財務省令で定める金額は、受け入れた寄附金の額の総額（以下この項において「受入寄附金総額」という。）の百分の十（寄附者が所得税法施行令第二百十七条各号に掲げる法人又は法第四十一条の十八の二第一項に規定する認定特定非営利活動法人である場合にあつては、受入寄附金総額の百分の五十）に相当する金額とする。

4| 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(ii)に規定する財務省令で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。

8| 施行令第二十六条の二十八の二第五項第二号に規定する經常収入金額及び同項第三号に規定する寄附金収入金額を算出する場合において、役員が寄附者であつて、他の寄附者のうちに当該役員と親族関係を有する者又は当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。

9 施行令第二十六条の二十八の二第五項第五号に規定する財務省令で定める事項は、寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地とする。

10 施行令第二十六条の二十八の二第五項第八号に規定する財務省令で定めるものは、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十七第三号に掲げる委託児童の定員及び同令第三十六条の十二第三号に掲げる入居定員とする。

11 法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする者

5| 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する經常収入金額及び寄附金収入金額を算出する場合において、役員が寄附者であつて、他の寄附者のうちに当該役員と親族関係を有する者又は当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。

6| 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロの規定による閲覧に係る事務は、これらの規定に規定する書類を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十一条第一項、私立学校法第四十七条第二項（同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、社会福祉法第四十四条第四項又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二十九条第一項の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、これを行うものとする。

7| 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ(3)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 寄附者（役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）中の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

二 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

8| 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ハに規定する寄附者名簿は、各事業年度終了の日の翌日以後三月を経過する日から五年間その主たる事務所の所在地に保存しなければならない。

9 施行令第二十六条の二十八の二第三項第三号に規定する財務省令で定める事項は、寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地とする。

10 施行令第二十六条の二十八の二第三項第五号に規定する財務省令で定めるものは、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十七第三号に掲げる委託児童の定員及び同令第三十六条の十二第三号に掲げる入居定員とする。

11 法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする者

は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書及び次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を添付しなければならない。

一 法第四十一条の十八の三第一項第一号イからニまでに掲げる法人

イ その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1) その寄附金の額

(2) その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日

(3) その寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨

(4) その寄附金を受領した法人の名称

ロ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三条に規定する行政庁、私立学校法第四十条若しくは社会福祉法第三十条に規定する所轄庁又は法務大臣若しくは更生保護事業法第六十二条に規定する地方更生保護委員会の当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたもの

二 法第四十一条の十八の三第一項第二号イからハまでに掲げる法人

イ その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1) 前号イ(1)、(2)及び(4)に掲げる事項

(2) その寄附金が当該法人の行う施行令第二十六条の二十八の二第三項に規定する学生等に対する修学の支援のための事業に充てられる寄附金である旨

ロ 文部科学大臣（公立大学法人にあつては、文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあつては、当該認可をした都道府県知事））

（の次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付を受けたもの）

(1) 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第二項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）

は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

イ その寄附金の額

ロ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日

ハ その寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨

ニ その寄附金を受領した法人の名称

二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三条に規定する行政庁、私立学校法第四十条若しくは社会福祉法第三十条に規定する所轄庁又は法務大臣若しくは更生保護事業法第六十二条に規定する地方更生保護委員会の当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたもの

(2) 当該寄附金が施行令第二十六条の二十八の二第三項の要件を満たすことにつき同項の確認をしたことを証する書類（当該寄附金を支出する日の属する年の一月一日に発行されたものに限る。）

---